

国民の目と耳、口をふさぐ

秘密保護法案に反対する緊急アピール

政府は今臨時国会に特定秘密保護法案を提出し成立を強行しようとしています。法案は、①防衛、②外交、③特定有害活動（スパイ行為）、④テロ活動防止の4分野について、「国の安全保障に著しい支障を与えるおそれのある」情報を「特定秘密」に指定し、それを漏らしたり、聞き出したり、そそのかしたりする者に最高10年の懲役刑（執行猶予なし）を科すとしています。

法案は、政府・行政機関の一存で情報を幅広く統制し、国民の目・耳・口をふさぐもので、国民主権、平和主義の理念に反するとともに、「知る権利」等の国民の基本的な人権を大きく侵害するものです。

私たちは、この法案に反対し、廃案を強く求めます。

●法案の主な問題点

- 1、秘密とされる情報の定義・範囲が極めて広範かつ曖昧である。行政機関の長の判断で、多くの重要な情報が特定秘密に指定され、国民に明らかにされなくなる。何が秘密情報かも国民には知らされない。「安全保障」に支障する「おそれ」を理由に、国民が知りたい情報・国民に知られたくない情報（例えば、日米の軍事協力、原発、TPP交渉など）が隠される一方、戦前の大本営発表のような情報操作が行われる危険性がある。
- 2、指定が適切かどうかを第三者がチェックする仕組みは無く、いったん秘密に指定された情報は、行政側の判断で事実上永久に開示しないことも可能な仕組みとなっている。行政側には情報の保存義務もない。
- 3、秘密情報を漏えいした公務員に対しては最高で懲役10年の厳罰が科され（未遂、過失も処罰）、公務員による国民への情報提供が著しく抑止される。内部告発は認められず、国会議員の国政調査権も原則として及ばない。また、報道機関や一般市民も、秘密情報の取得の「未遂」や「共謀」「教唆」「煽動」を理由に重罰の対象とされており、報道機関や市民のさまざまな取材・調査活動や宣伝行動が広範に監視されたり、犯罪として取締られる可能性が高い。法案には「国民の知る権利」や「報道又は取材の自由」に配慮するといった文言はあるが、それを保障する具体的な仕組みは全く用意されておらず、何ら歯止めとはならない。
- 4、以上の点により、憲法が保障する国民の「知る権利」、取材・報道の自由、言論・表現の自由が大きく制限され、民主政治が、取り返しのつかない致命的なダメージを受ける。また、法案の抽象的で曖昧な規定により刑罰を科すことは、憲法が定める適正手続きの保障、罪刑法定主義にも反する（裁判においては、特定秘密は弁護人や裁判官にも秘匿される）。さらに、秘密を取り扱う公務員や民間企業の労働者に対しては、その家族・交友関係などを含む身辺調査が徹底して行われ、国民のプライバシーが広範に侵害される。

2013年11月21日 秘密保護法案反対 緊急富山県集会